

○保存血液のみを取り扱う一般販売業の店舗の構造設備について

(昭和三十七年一月二二日)

(発衛第二八号)

(厚生省薬務局薬事課長あて鳥取県厚生部衛生課長照会)

このことについて薬事指導上緊急を要しますので、左記について何分の御回答お願いいたします。

記

保存血液のみを取り扱っている販売業者についても、昭和三十六年二月一日厚生省令第二号薬局等構造設備規則第二条第一項の設備をことごとく具備しなければならないかお伺いいたします。

(第六号及び第七号の設備は、特殊ケースとして省略できないか。)

(昭和三十七年七月一〇日 薬収第六五九号)

(鳥取県知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和三十七年一月二十二日付発衛第二八号をもつて照会のあつた標記の件について、左記のとおり回答する。

記

一般販売業の店舗については、薬局等構造設備規則(以下「規則」という。)第二条第一項各号に掲げる基準に適合することが必要であるが、薬事法第二十六条第二項により準用される第六条の本文の規定から、設問の場合には、同法第二十六条第一項の販売業の許可に際し保存血液のみを取り扱うことを条件に附することにより、規則第二条第一項各号中、第六号の設備は省略するものとしてさしつかえない。